

議案第 8 号

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく初任給調整手当及び通勤手当の改定に伴う改正

飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第13条の3中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第13条の3の次に次の1条を加える。

第13条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第8条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第6条で定める額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市の規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市の規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、市の規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるものには、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第16条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市の規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

第16条第3項中「第5項」を「第6項」に改める。

第16条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「(自動車等)」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市の規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)」を「、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額」に、「第3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市の規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の規則で定める額
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛騨市条例第47号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第13条の2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職</p>	<p>第1条 略</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛騨市条例第47号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当<u>（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）</u>、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第13条の2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第13条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職</p>

第14条～15条の3 略

(通勤手当)

第16条 略

2 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した該当職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市の規則で定める割

調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、市の規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるものには、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第14条～15条の3 略

(通勤手当)

第16条 略

2 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した該当職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市の規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあっては、そ

合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

の額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

る職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満であ

る職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市の規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号、次項及び第5項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市の規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号、次項及び第6項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）

の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（市の規則で定める通勤手当にあつて

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市の規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当

の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（市の規則で定める通勤手当にあつて

は、市の規則で定める期間)に係る最初の月_____

_____の市の規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市の規則で定める期間(自動車等_____に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

9 略

以下 略

は、市の規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市の規則で定める場合)にあっては、その翌月)の市の規則で定める日に支給する。

8 略

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市の規則で定める期間(自動車等及び駐車場等)に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

10 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	人事院勧告に基づく初任給調整手当及び通勤手当の改定に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>本年の給与勧告のポイント（令和8年4月1日施行分） （一般職の給与改定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給調整手当：月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するために第二種初任給調整手当を新設する。 ・通勤手当：自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、「100 km以上」を上限とする新たな区分（5 km刻み）を新設する。1ヶ月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。
条例の概要	<p>(1) 第二種初任給調整手当の新設</p> <p>人事院勧告に基づき、従来の初任給調整手当（医師や獣医師に支給されているもの）を「第一種初任給調整手当」に改め、採用市場での競争を確保していくことを主目的とし「第二種初任給調整手当」を新設する。なお、第二種初任給調整手当は、新規採用職員の給料月額が採用の日に最低賃金を下回る場合に支給することができる。</p> <p style="text-align: right;">（第13条の3及び第13条の4関係）</p> <p>(2) 通勤手当の改正</p> <p>人事院勧告に基づき、自動車等使用者に対する通勤手当について、これまで「60km以上」が上限であったが、「100km以上」を上限とする5 km刻みの新たな区分を新設するため所要の改正を行うもの。また、1ヶ月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。</p> <p style="text-align: right;">（第16条関係）</p> <p>(1)・(2)ともに現状支給対象者はいない。</p>
市民への影響等	(1)・(2)の支給対象者が現れた場合に財政負担が増加する。

施行日	令和8年4月1日		
備考	(改正後の通勤手当) ※新設される部分のみ抜粋		
	距離区分	金額	対象者
	60km以上65km未満	38,700円	1名
	65km以上70km未満	42,200円	なし
	70km以上75km未満	45,700円	なし
	75km以上80km未満	49,200円	なし
	80km以上85km未満	52,700円	なし
	85km以上90km未満	56,200円	なし
	90km以上95km未満	59,600円	なし
	95km以上100km未満	63,000円	なし
	100km以上	66,400円	なし